

マイナポイント第2弾のお知らせ



最大20,000円分のポイントがもらえる！

マイナンバーカードを取得済みの方、9月末までに交付申請をした方を対象に、最大で20,000円分のマイナポイントが付与されます。



①マイナンバーカードの
新規取得で最大5,000円分
※チャージやお買い物金額に応じて

+

②健康保険証としての
利用登録で7,500円分

+

③公金受取口座の
登録で7,500円分

①はマイナンバーカードを取得された方のうち、第1弾のポイント付与を受けていない方も対象となります。
(第1弾で既に5,000円分のマイナポイントを受け取っている場合は対象外)

マイナンバーカード申請期限 → 令和4年9月30日(金)
マイナポイント申込期限 → 令和5年2月28日(火)

マイナポイントの手続きはスマートフォンやパソコンで24時間簡単に行うことができます。また対応機種をお持ちでない場合は『手続きスポット』で手続きができます。詳しくはマイナポイント事業ホームページをご覧ください。

マイナポイント 総務省

検索

マイナポイント事業ホームページ二次元コード →



○マイナポイントに関する問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (無料)

○マイナンバーカードの申請、マイナポイントの申込支援は本庁市民課でも行っています。

問 本庁 総務課情報・統計G ☎52-1111 内線320

家族介護慰労金の受付が始まります

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的および経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください)。提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し該当者へ慰労金を支給します。

重度要介護高齢者とは 市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

介護者とは 市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

- 受付期間 令和4年7月1日(金)～令和4年7月29日(金)
- 基準日 令和4年6月30日(木)
- 対象期間 令和3年7月1日～令和4年6月30日までの1年間
- 慰労金の額 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(令和3年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線176
申請 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111